

アーカイブズ

ARCHIVES

沖縄県公文書館だより 第53号 平成29年8月1日発行



USCAR 庁舎(琉球政府ビル)
ジェラルド・ワーナー文書
[0000017522]より 1966年(昭和41)頃

琉球政府(GRI)の行政府第1庁舎は1953年(昭和28)に竣工しました。1階と2階は琉球政府、3階と4階は琉球列島米国民政府(USCAR)が使用し、屋上には星条旗を掲げました。USCARは1968年(昭和43)に浦添村(当時)小湾に移転しました。庁舎の敷地は現在の沖縄県庁とほぼ同じで、この写真は現在の県庁北口交差点方面から撮影したものです。



目録作成

評価選別の結果、保存することが決定した文書は、閲覧利用に供します。利用者が必要な文書を検索しやすいよう、簿冊単位で目録を作成し、出納に備えて書庫に配架するのが整理の仕事です。

■文書の分類

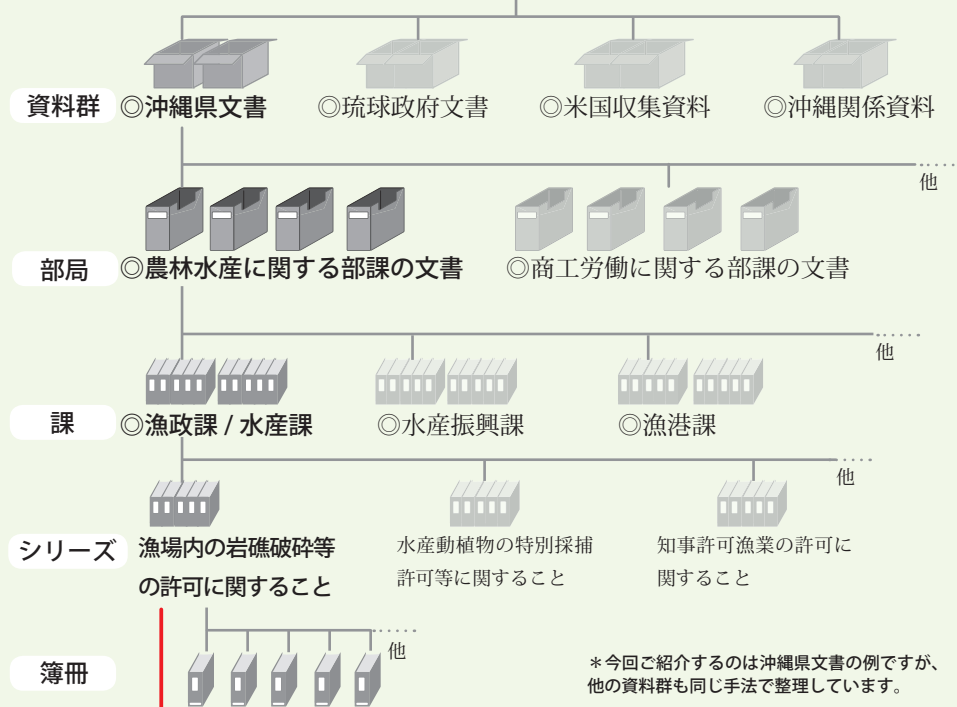
当館では、文書を作成・收受・保管していた組織で分類します。下の図は、漁政課／水産課の文書の例を示しました。漁政課／水産課という「課」のレベルまで分類された文書は、さらにシリーズに分けて整理します。

■文書の情報を記述

▼文書をシリーズ単位で解説

県のさまざまな事務事業の過程で派生する文書は、ある程度まで類型化できます。この類型（シリーズ）ごとの、文書発生のパターンを解説します。シリーズの概要を理解すると、検索の手がかりが広がります。

◎沖縄県公文書館所蔵資料



【シリーズ解説】



「沖縄県漁業調整規則」に基づき、漁業権の設定されている漁場内において、岩礁を破碎し、又は土砂もしくは岩石を採取する場合に必要な許可手続。申請者は、岩礁破碎等の許可申請書に漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて県に提出する。県は、「漁業権区域内における砂礫等採取に関する取扱方針」に基づき、水産資源の保護培養または漁業者への影響等を審査し、適否を決定する。また、その際に必要な制限又は条件をつける。本シリーズは、当該業務にかかる文書から成る。

公文書館のしごと 第2回 沖縄県文書の整理

大きな赤瓦の建物が目をひく沖縄県公文書館。展示室や閲覧室は誰でも入ることができますが、その後ろ側Ⅱバックヤードでは、どんな作業をしているのでしょうか。前回紹介した「沖縄県文書の評価選別」に続き、今回は「沖縄県文書の整理」作業についてまとめました。

この資料コードで閲覧申請します。

【簿冊・媒体情報】

タイトル	岩礁破碎等許可関係 平成 15 年度	用途識別	閲覧用
資料日付	2004/3/22 ～ 2004/3/31	資料コード	0000103840
作成者	沖縄県農林水産部水産課	媒体種別	紙
所管（発行）	沖縄県農林水産部水産課	利用識別	複写制限
資料解説	国頭村字安和沖海域 中城村字和宇慶地先 東村字新川沖海域	公開識別	公開

許可の対象となった具体的な場所の情報を付け加えていますので、それをキーワードに検索できます。

▼簿冊単位で目録情報を記述

個々の簿冊について、タイトルや年代、資料解説等の情報を所蔵資料目録データベースに入力していきます。
簿冊の劣化状況や個人情報情報の有無などに関連する情報も入力します。

▼個人の秘密に関する情報の確認作業

簿冊に記載されたさまざまな情報には、プライバシー保護等の理由により、利用制限が必要な場合があります。このような制限は、左表に従って「時の経過」により解除されるため、閲覧申請時に制限の有無を審査しています。目録作成時には、左表に掲げられた情報に該当する部分に目印を入れて前処理を施し、利用制限審査が迅速に進むようにします。

一般の利用に供しない公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の 秘密 であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの。	(1)学歴又は職歴 (2)財産、所得又は経済活動 (3)採用、選考又は任免 (4)勤務評定又は服務	30 年以上 50 年未満
個人の 重大な秘密 であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの。	(1)国籍、人種又は民族 (2)家族、親族又は婚姻 (3)信仰、信教又は思想 (4)伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 (5)保護又は扶助の措置	50 年以上 80 年未満
個人の 特に重大な秘密 であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及び その遺族 の権利利益を不当に害するおそれのあるもの。	(1)門地 (2)遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 (3)犯罪歴又は補導歴 (4)事件又は人権侵害の被害	80 年以上

沖縄県公文書館管理規則 第 4 条別表



利用制限部分へ目印を入れる

■ 装備・配架 ■



閲覧に供する



保存書庫への配架



文書保存箱への収納

簿冊や収納箱には、バーコードを貼付して所在を管理しています。保存書庫に収納し、閲覧申請に応じて出納できる状態にします。

新規公開文書のお知らせ

閲覧室でご利用になれます

■USCAR法務局文書

一一三九冊

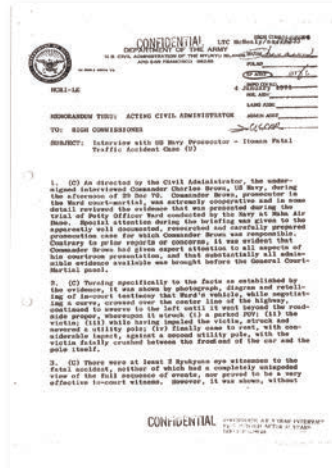
USCAR文書とは、一九五〇年(昭和二十五)二月から一九七二年(昭和四十七)五月まで、米国民政府が作成した琉球列島米国民政府が作成または収受した資料群です。

沖縄の日本復帰に伴い、これら資料群は全て米国に移され、現在、米国立公文書館で保管されています。沖縄県では、これらを沖縄の戦後史を解明する上で不可欠な記録と位置づけ収集事業を行いました。

USCAR法務局は、沖縄における司法・立法制度の整備のほか、米国民政府が使用する土地の整備と財産管理などを主な任務としました。

布告・布令、民立法に関する文書、訴訟及び司法調査に関する文書、講和以前の損害賠償請求に関する文書、恩赦に関する文書、訴訟及び裁判所に関する文書、被告人カード、尖閣列島問題、その他参考資料及び刊行物などが含まれています。

法務局文書は、USCAR文書全体の約四分の一を占め、今後数回に分けて公開していく予定です。



1970年(昭和45)9月に起きた糸満主婦れき殺事件に関して軍法会議での無罪判決は「誤審」と指摘する法務局文書 [0000101969/00145-008] より

■第二次世界大戦作戦報告書

(米陸軍高級副官部文書) 二〇一五冊

この報告書は、主に太平洋戦争中から一九四七年(昭和二十二)頃までの時期に太平洋戦域の陸軍方面軍、軍、軍団、師団等において作成・収受された記録です。そのうち沖縄戦関係は「太平洋戦域」「第十軍」「第二十四軍団」「第七歩兵師団」「第二十七歩兵師団」「第七十七歩兵師団」「第九十六歩兵師団」「第四四一防諜分遣隊」

に含まれています。

資料の内容は、作戦計画書、作戦指令、戦闘報告書、占領活動報告書、敵状報告書、諜報報告書、接収日本軍文書、捕虜尋問書などで、分量は約五十一万四千頁。

■地理ファイル(米海兵隊文書)

四六二冊

この文書群は、主に第二次世界大戦中の海兵隊の戦闘に関わる作戦計画書、作戦指令、戦闘報告書、諜報報告書、捕虜尋問書などからなり、機動部隊、第三水陸両用軍団、第一海兵師団、第二海兵師団、第六海兵師団のほか、米陸軍第十軍指揮下の陸軍部隊の文書が含まれています。分量は約七万頁。

■下河辺淳文書

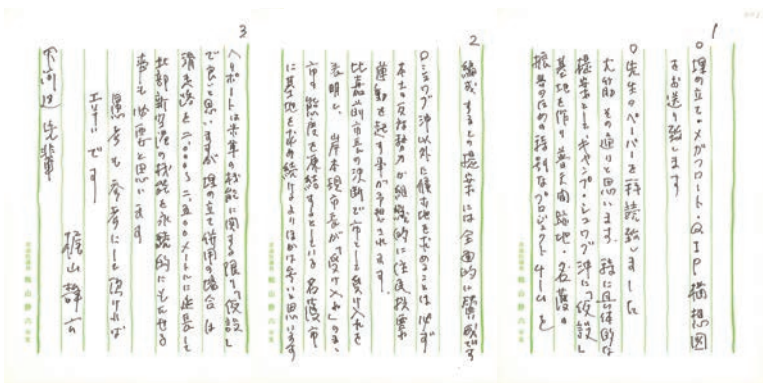
一八五冊

下河辺淳氏は、一九六二年(昭和三十)策定の第一次「全国総合開発計画」(全総)から第五次の「二十一世紀の国土のグランドデザイン」(いわゆる「五全総」)まで、一貫して国土政策・行政に関わり、国土事務次官、総合研究開発機構や東京海上研究所の理事長等を歴任しました。

同氏はまた、日本復帰前から沖縄の振興計画策定に指導的役割を果たしました。

た。特に一九九五年(平成七)の少女暴行事件後、橋本龍太郎首相の意を受けて、対立していた政府と沖縄県との関係修復に尽力しました。

首相、県知事への提案文作成のために推敲を重ねた自筆の構想メモ、同氏の沖縄との関わりを証言したオーラル・ヒストリー、地域の復興、開発計画の豊富なキャリアから自ら収集した沖縄関係の刊行物や資料等が含まれています。



1998年(平成10)に当時の内閣官房長官だった梶山静六氏から下河辺氏に宛てた直筆の書簡 OKA060: 稲嶺知事 001: 書簡 [0000136079] より

上映会「戦前の沖縄のおもかげ―河村只雄映像資料にみる―」講師の小島瓊よしゆきさん、河村只雄資料とご自身との関わりについてお話をうかがいました。



村の暮しがどのように変わってきたか、それを学び、人間とはなにかを考えるのが私の仕事です。琉球諸島は、日本最西端や最南端の村を擁し、個性的で魅力にあふれています。

そういう琉球の島々をすべて、一九三六年(昭和一一)から五年五次にわたって旅をした、社会学者の河村只雄先生の調査資料が、沖縄県公文書館には一括収蔵されています。最初三年

私とアーカイブスⅦ

小島瓊よしゆきさん

分の「日記」のほか、野帖、地元の小学校が提供した資料などがあり、収集品もあります。

先生の研究旅行記『南方文化の探求』、『続南方文化の探求』を精読し、「日記」などと照応させて現地を歩いてみれば、先生が体験した村の姿を描くことも可能です。写真や八ミリの映像もあります。八〇年前の琉球諸島の生活の再現です。

一つの村の事実を、他の村々の事例とくらべて、その生活の意味を歴史的に考えるのが民俗学です。やはり少しでも古い事実がわかることは、貴重です。先生の記録を現在と照応させて、昭和前期のたいせつな事実を蘇生させるのです。

河村只雄先生は、一九四一年(昭和一六)一月三日に、満四十七歳で亡くなっています。一九九八年(平成十)三月に社会学者の河村望先生ご夫妻が父君の資料を館にご寄贈になったとき、私は館と共同で活用する約束をしました。資料の価値をさらに豊かなものに増殖する責務を、私は負っています。

■沖縄県公文書館上映会■

戦前の沖縄のおもかげ

―河村只雄映像資料にみる―

平成二十九年六月一七日、小島瓊よしゆき先生(琉球大学名誉教授)を講師にお迎えし、上映会「戦前の沖縄のおもかげ―河村只雄映像資料にみる―」を開催しました。

河村只雄は一九三七年(昭和一二)に来沖した折、講演の用務の合間をぬって、沖縄の風景や人々の様子を八ミリ映写機で撮影しています。河村が記録した映像に残る、戦世に巻き込まれる前の沖縄のおもかげをたどり、「平和」の意味を考える企画となりました。

那覇の市場や、首里城周辺、辻の女性達、闘牛や綱引きの様子など、約一時間の映像を熱心にご覧いただき、百人を超す来場者からは、「沖縄＝戦争というイメージはありますが、このような人々が賑やかに過ごしている様子が見られるのはとても新鮮です。」(那覇市・二〇代)とか、「戦前、那覇の西本町に戦争前まで住んでいたのになつかしく拝見しました。」(那覇市・七〇代以上)といった感想が寄せられました。



辻の名妓の踊り



市場で働く男性

シマめぐり沖縄

第7回 与那国島



与那国島は、日本の最西端にあり、石垣島の西南約一八キロメートル、台湾の東約一一キロメートルに位置する人口一七二六六人(平成二十九年五月三十一日現在)の島です。

戦前から一九五〇年(昭和二十五)頃まで台湾との貿易が盛んに行われていました。

右の写真は一九七一年(昭和四十六)に撮影された祖納集落です。祖納は役場や八重山保健所与那国支所などがある島の中心地です。

与那国島 祖納集落 1971年(昭和46)6月10日
[琉球政府関係写真資料 194 054367]



左の資料には、島の地図と概要(位置・面積・地勢・産業・交通・交易・行政・教育・部落・官衙・名物名所)が記されています。マラリア防遏所の記述があることから、一九三四年(昭和九)以降に作成されたものと思われます。

ユニークな点は、「カイダー字」が地図記号として用いられていることです。「カイダー字」とは、与那国島で昭和初期まで使用されていた象形文字で、文字の読み書きができない庶民のために考案された符号です。

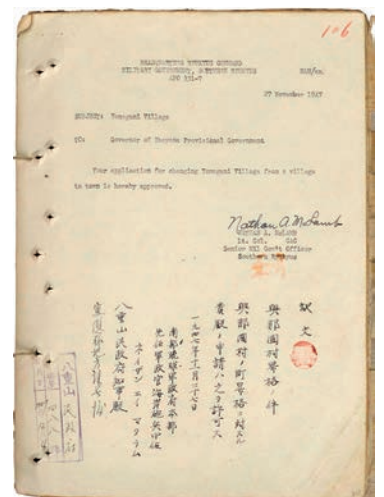


一九四五年(昭和二〇)、沖縄を占領した米軍は、八重山民政府を設置し、知事や市町村長を任命しました。与那国村の町への昇格についても米軍の許可が必要でした。

右の資料は、一九四七年(昭和二十二)十一月二十七日、八重山軍政官府ネイザン・A・マクラム中佐が、八重山民政府知事宛に与那国の町昇格を許可した文書です。

一九四七年(昭和二十二)二月一日、町昇格した当時の人口は五七一九人、二七五戸でした。台湾との密貿易で活気を呈していた与那国には実際はもっと多くの人がいたと言われます。

Yonaguni Village 1947年(昭和22)11月27日
軍政府関係指令綴 331 頁 [R00000443B]



平成二十八年年度 公文書館事業報告

当館の管理業務は、指定管理者である公益財団法人沖縄県文化振興会が実施しています(館外貸出の許可、寄託文書の受入、行政財産の使用許可等の業務を除く)。平成二十八年年度指定管理事業の概略をお知らせします。

◆収集業務

沖縄県文書(沖縄県の機関が作成・収受し保存期間が満了した文書等)を三三二二箱、行政刊行物を一六六一冊、その他個人や団体から二七二〇点の文書等を収集しました。

◆評価選別業務

収集した文書等を評価し、歴史資料として重要なものを選別しました。五七八五箱を評価選別し、二九三七箱が保存、一七〇箱が一部保存、二六七八箱が廃棄となりました。

◆整理業務

「保存」と評価した文書等のうち、沖縄県文書等五〇七九簿冊、行政刊行物八一八件を整理して公開しました。また、原本の劣化防止用に作成した代替物四八五点の目録を整備して利用に供しました。

◆保存業務

低酸素濃度処理による殺虫処理、簡易補修・綴じ直し等の作業一七〇件、「一筆地調査図」の保存容器作成四五一冊分、綴じ直し三八二冊などを行いました。

◆代替化業務

映像資料四一三点をデジタル化し、複製物(光ディスク)一二三九枚を作成しました。

◆閲覧業務・普及広報業務

入館者は一万五二五八人、閲覧室の入室者は五三六七人、展示室の入室者は九八九一人、伊良部移動展の観覧者は八四一人でした。また公文書館や所蔵資料に関する講演会、講座等を開催し計四九六人が来場しました。

所蔵資料展

行政主席の時代

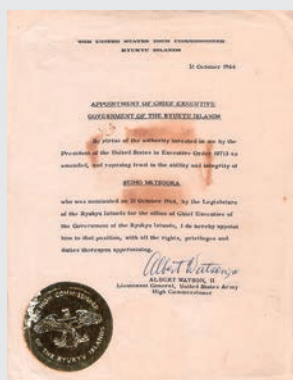
開催中!

一九四五年(昭和二〇)の米軍上陸から二十七年間、沖縄は米国施政権下にありました。日本復帰してから四十五年が経ち、「復帰前」の沖縄が歩んだ歴史を学びなおす意義は高まっています。

当館で現在開催中の所蔵資料展は、日本復帰前の沖縄住民の民政機構である琉球政府における行政府の長「行政主席」にスポットをあて、関連資料を紹介しています。

行政主席は米軍の任命によって就任していましたが、住民の選挙によるようになったのは一九六八年(昭和四十三)二月のことでした。専制的な米軍支配下で、自治権の拡大を求めてきた住民は、民意を反映する公選主席の誕生を待ち望んでいました。

さまざまな制約のもとにありながら、琉球政府の五人の行政主席たちは沖縄の未来をどのように切り拓こうとしていたのでしょうか。展示室で主席たちの声に耳をすましてみませんか。

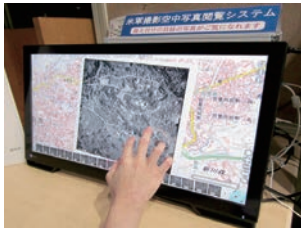


ワトソン高等弁務官から松岡政保への行政主席任命状



行政主席のプロフィールや在任中のできごとがわかります

閲覧室からのお知らせ



「空中写真検索閲覧システム」がより便利にリニューアルしました。当館は、1944 年(昭和 19)、45 年(昭和 20)、46 年(昭和 21)、47 年(昭和 22)、62 年(昭和 37) に、米軍が撮影した空中写真 3,801 枚を所蔵しています。

B29 爆撃機や空母艦載機から撮った空中写真は、米軍が沖縄戦を有利に戦う目的で撮影したのですが、戦災や戦後の米軍基地建設等で変貌を遂げる前の古い街並みや集落の様子が記録されています。

閲覧室の専用機でご利用できる「空中写真検索閲覧システム」は、従来のシステムより高精細な画像を閲覧し、印刷することができます。地図上またはキーワードからも検索可能で、より探しやすくなりました。2001 年(平成 13)版の地図と空中写真の重ね表示、左右並列表示で比較して見ることができ、土地利用の変遷などもわかります。

ご持参のノートパソコンに無料で画像データを取りこむことができます。閲覧室内のプリンタで印刷する場合は、A3 サイズは 120 円、A4 サイズは 70 円の実費がかかります。



沖縄県公文書館ホームページ「写真が語る沖縄」に đăng載している写真については、**出版物等掲載許可申請が不要**になりました。ご利用の際には、「沖縄県公文書館所蔵」の表示をお願いします。



閲覧室内で**無料WiFi**がお使いいただけるようになりました。カウンター職員にパスワードをお尋ねのうえご利用ください。また、各机にコンセントを設置しましたので、お手持ちのパソコンの利用がより便利になりました。



当館をもっと活用していただくための道案内として、『記録を残す・記憶をつなぐ 沖縄県公文書館ガイドブック 2017』を発刊しました。当館でどんな業務がなされているか、その結果としてどんな公文書等が「共有の知的資源」として保存されているか、それを利用するにはどうすればいいか、わかりやすくご紹介しています。

1995 年(平成 7)の開館以来、当館は公文書館の社会的使命、役割を果たすために活動してきました。所蔵公文書等はますます充実し、さまざまな形で利用されています。これからも当館をよろしくお願いいたします。

*ガイドブックは、HP でもご覧になれます。
館内でも、無料配布しています。



利用案内

- ▶開館時間：午前 9 時～午後 5 時（閲覧申請は午後 4 時 30 分まで）
- ▶休館日：月曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、6 月 23 日（慰霊の日）
- ▶利用について：入館は無料です。書庫内資料の閲覧には「利用証」が必要です。
「利用証」発行には、現住所が確認できる身分証明書をお持ちください。
- ▶交通案内：那覇バス 系統番号 1,2,3,4,5,14,15,16 「新川営業所」徒歩 3 分
東陽バス 系統番号 191 「県立南部医療センター前」徒歩 10 分
*駐車スペースが限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

